

手続きチェックシート

出生



出生届を出される方へ

出生届

※お子さまが生まれた日を含めて14日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・ 医師、助産師等が作成した出生証明書付き出生届
- ・ 母子健康手帳

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可書＞

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証

マイナンバーカード

そのほか、・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証 ・資格確認書
- ・年金手帳 ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方の本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

出生に関するおもな手続き

分類	該当	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	受付窓口	受付済
住所・戸籍		お子さんのマイナンバーカード	※出生届と同時に申請が可能です	4桁の暗証番号の設定 (申請は親権者のみ可能です)	2戸籍の届出	
		お子さんのマイナンバー（個人番号）	※住所地で自動的に付番されます。後日の郵送や、住民票の発行によりご確認ください。			

国民健康保険		お子さんが国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入		2戸籍の届出	
		国民健康保険に加入している方が出産し、以下のいずれかに該当する場合【出産育児一時金関係】	「出産育児一時金」の支給申請	①の場合 ・世帯主と分娩者のマイナンバーがわかるもの ・医療機関等が発行した出産等費用領収・明細書 ・直接支払制度を利用する旨の合意文書	5国民健康保険	
		①「直接支払制度」(※1)を利用したが、出産費用が50万円(※2)に満たなかった方(差額の支給)		・世帯主の口座がわかるもの(通帳等)	5国民健康保険	
		②「直接支払制度」(※1)を利用せずに、出産費用の全額を医療機関で支払った方		・(妊娠12週以上の死産の場合のみ)死産届の写し	5国民健康保険	
		※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度 ※2 産科医療補償制度に加入していない医療機関では48万8千円		・世帯主と分娩者のマイナンバーがわかるもの ・医療機関等が発行した出産等費用領収・明細書	5国民健康保険	
	国民健康保険に加入している方が出産した場合	産前産後期間の国保税軽減 ※出産予定日または出産日の属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日の属する月の3か月前から6か月間)	・母子健康手帳または出生受理証明書等	5国民健康保険		

※社会保険等に加入しているかたの手続きは、勤務先や加入している健康保険組合等にご確認ください。

年金		国民年金第1号被保険者の方が出産した場合	産前産後期間の保険料免除 ※出産予定日または出産日の属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日の属する月の3か月前から6か月間)	・母子健康手帳または出生受理証明書等	5国民年金	
----	--	----------------------	--	--------------------	-------	--

※厚生年金等に加入しているかたの手続きは、勤務先や年金事務所等にご確認ください。

こども	母子健康手帳への出生証明		母子健康手帳	2戸籍の届出	
	児童手当を申請する方	児童手当の申請 ※公務員世帯の方は、勤務先で申請してください 出生の翌日から起算して15日以内 ※必要なものがそろっていても窓口へお越しください	・請求者の通帳	6子育て支援・保育園・学童保育室	
	こども医療費助成を申請する方	こども医療費助成の申請 ※必要なものがそろっていても窓口へお越しください	・健康保険証または資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの資格情報画面を印刷したもの等（子） ・受給者の通帳またはキャッシュカード	6子育て支援・保育園・学童保育室	
	新生児訪問（赤ちゃん訪問）事業のご案内	お子さんが生まれてから2か月頃までを目安に、産婦さんの体調やお子さんのご様子を伺って状況に応じた相談や育児情報をお伝えするために、ご家庭を訪問しています。訪問の際には、事前にご連絡します。	助産師・保健師が訪問します ※訪問員は写真入りの身分証明書を携帯しています	こども家庭センター 048-575-1101	
	保育園に入園を希望する方	保育園の入園相談	※受付窓口でご相談ください	6子育て支援	
	未熟児で出産された方	養育医療給付の相談・申請	※受付窓口でご相談ください	保健センター 048-575-1101	
その他	市営住宅に入居している方	市営住宅異動の手続き	※埼玉県住宅供給公社でご相談ください	埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 048-577-6043	



TEL 048-571-1211 (代表)

開庁時間 あさ8時30分～17時15分(木曜のみ19時15分まで ※一部手続きを除く)
(土曜、日曜、祝日、年末年始の閉庁日はお休みです。)

なお、支所では出生届は受付けておりません。